

広島市告示第563号
令和6年12月5日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ファミリータウン広電楽々園
 - (2) 所在地 広島市佐伯区楽々園四丁目441番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
広島電鉄株式会社
代表取締役 椋田 昌夫
広島市中区東千田町二丁目9番29号
イオンタウン株式会社
代表取締役 加藤 久誠
千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1
- 3 変更事項
別紙のとおり。
- 4 変更年月日
令和6年12月1日
- 5 届出年月日
令和6年11月14日
- 6 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
広島市佐伯区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和6年12月5日から令和7年4月5日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和7年4月5日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	収 容 台 数
イオンタウン棟西側	73 台
イオンタウン棟南西側	40 台
イオンタウン棟南西側	60 台
イオンタウン棟南側	40 台
イオンタウン棟北東側	87 台
ヤマダ電機棟 1 階	23 台
ヤマダ電機棟北東側	115 台
ヤマダ電機棟西側	30 台
敷地西側	25 台
合 計	493 台
届出台数	409 台

(変更後)

位 置	収 容 台 数
イオンタウン棟西側	68 台
イオンタウン棟南西側	33 台
イオンタウン棟南側	80 台
イオンタウン棟北東側	122 台
ヤマダ電機棟 1 階	23 台
ヤマダ電機棟東側	65 台
ヤマダ電機棟北東側	47 台
ヤマダ電機棟西側	30 台
敷地西側	25 台
合 計	493 台
届出台数	409 台